

## 1 都市計画決定権者の名称

都市計画決定権者

知多市

(参考)

事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 西知多医療厚生組合

代表者 管理者 宮島壽男（知多市長）

所在地 愛知県知多市三反田 3 丁目 1 番地の 2

(備考)

本事業は、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）の手續を伴う事業であることから、都市計画決定権者である知多市が、「愛知県環境影響評価条例」（平成 10 年愛知県条例第 47 号）第 30 条の 2 の規定に基づき、環境影響評価手續を行うものである。